

占冠村狩猟者養成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、占冠村林業振興事業補助規則(昭和62年占冠村規則第5号)

第2条の規定に基づき、狩猟者養成事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 村長は、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を養成するため、次の各号のいずれにも該当する者が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第1項に規定する狩猟免許を取得し、猟銃所持許可を受けた場合、当該取得等に要した経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 村内に住所を有する者で、新たに狩猟免許を取得したもの
- (2) 村内に住所を有する者で、猟銃所持許可を受けたもの
- (3) 狩猟免許の取得後直ちに猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲従事者として業務を遂行することができると村長が認める者
- (4) 同一世帯内に村税等の滞納がない者

(交付の対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、猟銃所持許可を受けた日から起算して6ヶ月以内に、狩猟者養成事業補助金交付申請書(別記様式)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 猟銃所持許可書の写し
- (4) 村税の納付状況確認同意書
- (5) その他村長が必要と認めた書類

2 村長は、前項の申請書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を満たしたときは受付を終了するものとする。

(他の補助金との重複の制限)

第5条 申請者は、補助の対象となる経費が第3条に規定する対象経費と類似する他の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、この要綱による補助金の限度額から、類似する補助金の額を除いた額を限度額とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、狩猟免許の取得支援に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

対象経費	補助金額	備考
狩猟免許受験手数料及び診断書料 講習会受講料(テキスト代を含む。) 猟友会入会金(年会費は含まない。) 狩猟税 狩猟者登録手数料 猟銃等講習会受講料 猟銃所持許可申請手数料及び診断書料	補助対象経費の全額とする。ただし、100千円を限度とする。	初心者講習会の受講料は1回分のみが対象